

公営中高層住宅等における私設メータ等の設置並びに

維持管理要綱

(制定 昭和 62 年 6 月 29 日局長決)

(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

1 適用範囲

この要綱は「公営中高層住宅の各戸計量及び各戸収納等の実施に関する要綱」に基づき中高層住宅等の各戸に私設メータ等を設置する場合に適用する。

2 私設メータの指示方式

私設メータの指示方式は普通指示方式又は遠隔指示方式とする。

3 私設メータ等の設置基準

普通指示方式とする場合は、次に掲げる（1）～（4）の事項に適合すること。

ただし、遠隔指示方式とする場合は、次に掲げる（1）～（5）の事項に適合すること。

（1）私設メータの規格は次のとおり

計量法に基づいて製造されたメータであり、種類は水道メータとすること。

口径(mm)	形 式	全長(mm)	取付ねじ部		参考規格
			外径／山数 (mm) (山／inch)	(注1) 呼び	
13	接線流羽根車単箱乾式	100	φ 26.441／14	G 3／4	JIS B 8570-1、JIS B 8570-2
20	接線流羽根車複箱乾式	190	φ 33.249／11	G 1	"
25	接線流羽根車複箱乾式	225	φ 41.910／11	G 1 1/4	"
30	接線流羽根車複箱乾式	230	φ 47.803／11	G 1 1/2	"
40	接線流羽根車複箱乾式	245	φ 59.614／11	G 2	"
	たて型軸流羽根車式	245	φ 59.614／11	G 2	" (注2)
50～100	たて型軸流羽根車式		メーカー汎用品で全長寸法及び取付フランジ寸法は上水規格又は JIS10K 規格とする		"
150～300	電磁式		メーカー汎用品で全長寸法及び取付フランジ寸法は上水規格又は JIS10K 規格とする		"

注1 J I S B 0202 (管用平行ねじ) B 級

注2 メータ下ケース主要寸法は接線流羽根車式と同じ

(2) 私設メータの取付場所

ア 各戸（住宅、店舗、事務所、共同給水設備等）に私設メータを取付けていること。

イ メータは、住居の外から容易に計量、取替ができること。

ウ メータは、水平に設置すること。

エ メータ室は、水の溜まらない構造とすること。

オ メータ室は、施錠しないこと。

カ 電気、ガス等のメータと統括設置する場合は、各メータの維持管理に支障とならないよう配置すること。

(3) 止水栓等の設置

ア メータ上流側に止水器具を設置すること。

イ 止水栓等は、伸縮機能を備えたものを使用すること。

ウ 止水栓等に部屋番号札の取付けをすること。

(4) 受水槽及び直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）等の構造等

ア 受水槽の構造及び受水槽以下の給水設備については、建築基準法施行令第129条の2の5（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）第2項及び、給排水設備技術基準〔建設省告示第1597号〕に基づくほか、「大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」によること。

イ 増圧装置及びそれ以下の給水装置、並びに配水管水圧による直結給水においては、本市の「給水装置工事設計施工基準」に基づいて施工されていること。

(5) 遠隔指示メータの規格等

ア 基メータ

(1) のとおり。

イ 発信器・通信機能

エンコーダ方式（記憶装置内蔵型）のものは原則として3線式であること。また、電子式メータの通信機能は、本市仕様書に基づくこと。

ウ 集中検針盤の表示方式及び取付場所

(ア) 集中検針盤は発光ダイオード又は液晶表示とする。

(イ) 集中検針盤は、原則として1棟1か所とし、計量が容易な場所に取り付けること。

エ 電源の供給

AC100V商用電源を用いること。

オ 発信器（基メータ側）と伝送線との接続

発信器と伝送線との接続は、確実に行い、かつ容易に取り外しのできるようにすること。

(6) 檢定満期取替、故障取替及びその届出

当該共同住宅の所有者は基メータを、計量法に基づく検定有効期限前に取り替え、故障発生の場合は速やかに取り替えること。

なお、取替後は水道センターに必ず届出すること。ただし、共同住宅各戸メータの局管理対象住宅は除く。

(7) 維持管理

遠隔指示メータ設置後、所有者は次の各号により、維持管理を行うこと。

ア 定期点検

遠隔指示メータを設置又は改造した場合は、その3か月後、1年後及び以後2年ごとに定期点検整備を実施すること。

イ 特別点検

本市が必要と認めた場合には、速やかに特別点検整備を実施すること。

ウ 報告

前各号の結果を水道センターに報告すること。

4 遠隔指示メータの承認

中高層住宅等に設置しようとする遠隔指示メータは、その種類、構造等について本市の承認を得ること。

5 私設メータの取付場所

私設メータ及びこれに付属する止水栓等は、保守、点検、取替えの行いやすい場所に設置すること。

6 提出書類

公営中高層住宅の給水装置工事が完了したときは、当該共同住宅の所有者は、「給水設備完成報告書」(営特3-719)(以下「報告書」という。)を局長に提出すること。

なお、集中検針盤を設置する場合は、平面図等に集中検針盤の設置位置を記載し、基メータの口径、遠隔指示メータの型式、個数、製造業者名、取付(改造)年月日等を記載したものを報告書に添付し、速やかに水道センターに届け出ること。

7 承継義務

遠隔指示メータの所有権を承継した者は、この要綱の定める条件を承継したものとする。

8 各戸メータ局管理の適用を受ける条件

各戸メータの局管理を希望する住宅については、前項の基準のほか「共同住宅の各戸メータ局管理の実施に関する要綱」に適合していること。

9 その他

(1) この要綱を守らないときは、本市は各戸計量、各戸徴収を実施しないことがある。

(2) この要綱を守らないときは、本市は共同住宅の各戸メータ局管理を実施し

ないことがある。

(3) この要綱の施行について必要な事項は、給水課長が別に定める。

私設遠隔指示メータ本市型式承認品一覧表

(平成 23 年 4 月現在)

方 式	承 認 番 号	型 式	製 造 業 者
3 線式エンコーダ方式	5 3 0 1 A A	A R M I I	愛知時計電機(株)
	5 3 0 2 A M	M R I I	明治時計(株)
	5 3 0 6 F R	F A R M E X	富士電機製造(株)
	5 3 0 7 R R	3 L	リコーエレックス(株)
	5 3 1 0 T K	R W M	(株) 金門製作所
	5 4 0 1 T O	G E	大豊機工(株)
	5 5 1 4 A T	R M I I	東洋計器(株)
	1 8 0 1 A T	M I C A M - D C S	東洋計器(株)
エンコーダ方式 (マルチ方式)	0 3 0 1 A A	A R - I I Σ	愛知時計電機(株)
	0 3 0 2 A M	M R I I - M	明治時計(株)
	0 6 0 1 T K	R M W	(株) 金門製作所
	0 6 0 2 T O	R M W	大豊機工(株)
	0 6 0 3 R R	B S	リコーエレックス(株)
	1 1 0 1 A T	T R D	東洋計器(株)
電 子 式	0 6 0 4 R R	M R 8 / B S 8	リコーエレックス(株)
	0 6 0 5 R M	M C 型	明治時計(株)
	0 6 0 6 R H	H C M 8	(株) 阪神計器製作所
	0 6 0 7 A A	A R - I I I	愛知時計電機(株)
	0 6 0 8 A O	A M R	大豊機工(株)
	0 6 0 9 A T	E R - I I I	東洋計器(株)
	0 6 1 0 T K	K E M	(株) 金門製作所
	0 9 0 1 R O	M C R 8	大豊機工(株)
	1 1 0 2 K K	T O D T E	柏原計器(株)
	1 1 0 3 A A	A R - I V	愛知時計電機(株)
	1 3 0 1 A T	M E R 8	東洋計器(株)
	1 7 0 1 R O	B C S	大豊機工(株)
	2 0 0 1 A A	A R - V I I	愛知時計電機(株)

附則

- この要綱は、昭和 62 年 7 月 1 日から実施する。
- この要綱の施行により「中高層住宅等における私設遠隔指示メータの設置並びに維持管理要綱」(昭和 53 年 6 月 13 日局長決) は廃止する。

附則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 6 年 12 月 8 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。